

焼津市立青峯プール条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、焼津市立青峯プール条例（昭和39年焼津市条例第23号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

**第2条** 焼津市立青峯プール（以下「プール」という。）の使用、利用料金の徴収及び減免並びに特別の設備等の許可の手続その他プールの利用の手続並びに必要な様式は、指定管理者が市長と協議して定めるところによる。

(障害者)

**第3条** 条例第7条第2号の規則で定める障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、焼津市内に住所を有する者をいう。

(証明書類等の確認)

**第4条** 指定管理者は、第2条に規定する手続に関し、使用する者の障害の有無等を確認するため必要と認めるときは、その者の身体障害者手帳その他の証書等の提示又はその写しの提出を求めることができる。

(禁止行為)

**第5条** プールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 保護者が付き添わないで幼児をプールに入れること。
- (2) 飲酒すること。
- (3) 不潔な行為及び他人の迷惑となるような行為をすること。
- (4) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙又は飲食すること。
- (6) 許可を受けずに飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (7) 許可を受けずに広告類を掲示し、又は配布すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、退場を命ずることができる。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。